

浜財技号外
令和3年3月22日
浜松市財務部技術監理課長 山村宜之
調達課長 望月喜夫

市内本店及び県内に本店を有する設計コンサルタント等の皆様へ

設計コンサルタント等における災害対応業務遂行のための通常業務履行期限延長について

日ごろから、広大な中山間地を抱える浜松市での通常業務への協力、また災害発生時の緊急かつ優先的な対応に感謝します。

さて、測量、地質調査等調査業務、設計、補償等のコンサルタント（以下、「設計コンサルタント等」と呼ぶ）は限られた事業者や限られた技術者によりその分野を担っております。このため市外で大規模な災害が発生した場合、被災地で主に活動する設計コンサルタント等のみでは、測量～調査～設計業務を履行できず、被災自治体等から災害復旧の応援を要請されることが度々あると聞いております。

しかしながら浜松市が直に被災した災害でない場合、被災自治体等からの緊急の応援要請に優先的に答えるべく、本市から委託されている業務の一時中断や履行期限の延長について相談すると、良い返事を得られないことも多いと聞いております。

また、浜松市内で発生した災害についても、委託されている業務の担当課と、災害を担当する課が異なると、良い返事を得られないことも多いと聞いております。

以上を鑑み、災害復旧の円滑な推進と本市発注の業務委託の品質維持（短い期間で履行した場合、品質低下のリスクが生じる）を図るため、「設計コンサルタント等における災害対応業務遂行のための通常業務履行期限延長について」のお願いを、関係課の所属長に通知しました。通知は、「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」第59条（契約外の事項）を運用し、受発注者間での協議を行って受託業務の履行期限延長を決定する手法を示したものです。

設計コンサルタント等の皆様におかれましては、上記を活用して社会的責務を果たしていただくことを望みます。

なお、本制度は発注者と受託者の信頼（信用）関係に立脚する側面もありますので、乱用を疑われるような「履行期限の延長」請求は決してなさないよう、お願いいたします。

以上

《参考資料》

事務連絡
令和3年3月17日

関係所属長 各位

財務部技術監理課長
調達課長

設計コンサルタント等における災害対応業務遂行のための通常業務履行期限延長について
(通知)

自然災害が発生した場合、被災した自治体や設計コンサルタンツ協会などの組織を通じ、応急対応や復旧への測量調査・設計の実施が測量、地質調査等調査業務、設計、補償等のコンサルタント（以下、「設計コンサルタント等」と呼ぶ）に要請される。浜松市内で発生した自然災害においては、災害発生時の協定などに基づき設計コンサルタント等各社に協力要請を行っている。

この場合、設計コンサルタント等は、受託している通常業務（以下「通常業務」と呼ぶ）を一時中断して災害対応業務に対応することとなり、災害対応業務を完了させた後に通常業務を再開することとなるが、その履行期限が短い場合、技術者の時間外労働や週休日出勤（労働基準法の適用も受ける）や社内外の協力等により、履行期限内に成果品を収めることとなる。この場合多大な労力が必要となるだけでなく、時間の制約により通常業務の成果に影響を及ぼすリスクも発生する。

受託者は、これらのデメリットを危惧し、また浜松市外の自治体からの要請を受託することで本市発注者の信頼を損ねるとの判断で、要請の受諾をためらう場合もある。

上記現状を鑑み、社会的に優先される災害対応業務を円滑に遂行しつつ、成果品の品質を維持して通常業務を完了できるよう、災害応援業務を受諾した場合の通常業務の対応について通知する。

記

設計コンサルタント等から災害対応業務を優先したい旨の協議相談があった場合、災害復旧の社会的重要性や緊急性を踏まえ、また工事施工者と異なり少数の技術者で測量調査、設計部門を担っていることも考慮し、自課が発注している通常業務委託の履行期間延長の協議を設計コンサルタント等と行う。手続等詳細は別紙に示す。なお対象とする業務委託は下記のとおりである。

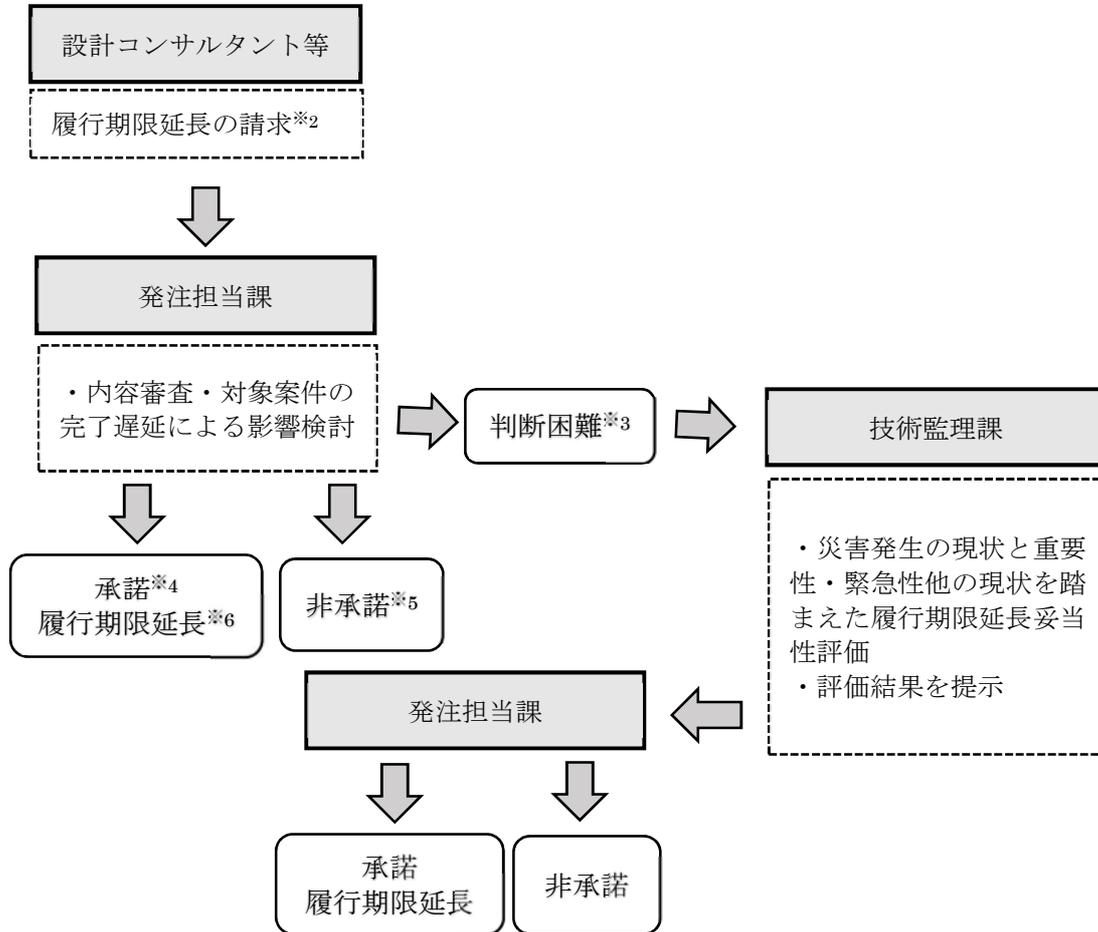
- 現に履行中の建設工事関連業務委託※。測量調査、設計等の種類を問わない。
- 履行期限の延長により事業スケジュールや事業マネージメントに著しい影響を与えない建設工事関連業務委託。
- 浜松市内に本店がある若しくは静岡県内に本店がある設計コンサルタント等が履行する建設工事関連業務委託。

※：「建設工事関連業務委託契約約款」による契約される業務委託。なお、自課契約の対象とする「構造物点検（土木系）」や「建物調査（営繕系）」など、本約款を適用しない業務委託については、災害規模や緊急性等、対応の重要性を勘案しながら、本通知の適用について判断されたい。

《参考資料》

別紙

設計コンサルタント等との協議^{※1}の流れは下記のとおり。



※1：災害対応は緊急性を求められるため口頭での合意を可とする。文面による事務処理はその後遅滞なく実施する。

※2：「浜松市建設工事関連業務委託契約約款」第59条（契約外の事項）で運用する。請求様式は「様式1」に示す。浜松市部局以外からの要請である場合、要請者からの文書を添付する。

※3：特に浜松市外で発生した災害への応援要請は、被災地の現状把握が困難であるため、発注担当課で判断を迷う場合もある。このような時に助言を行える仕組みを追加する。

※4：履行期限延長期日は発注担当課と受託者が協議して設定する（必要に応じ再延長も可）。なお履行期限延長理由は「災害復旧対応」とする。

※5：社会的に優先されるべき災害復旧である場合、非承諾は極めて限定された（相当程度の理由がある）業務委託に限られる。

※6：履行期限延長の期間は、設計コンサルタント技術者は災害復旧に係る外業及び内業を実施している。このため発注者は打合せを自粛する等、業務の一時中断時の対応と同様に、コンサルタント技術者を拘束しない配慮が必要となる。

《参考資料》

様式 1

○年○月○日

(業務委託担当課課長)

(設計コンサルタント等の代表者等)

浜松市建設工事関連業務委託契約約款第 59 条の規定に基づき、履行期限の延長を協議する。

記

業務委託：○年度 ○○設計業務委託

協議事項：履行期限の延長

協議理由：(例)

(浜松市部局からの応援要請の場合)

○年○月に○○で発生した○○災害の復旧対応について、浜松市と締結している協定に基づき、○○事務所より測量調査設計を依頼された。このため対象業務の技術担当者を災害復旧対応業務に専念させるため、本業務の履行期限延長を協議したい。

(浜松市以外の機関からの応援要請の場合)

○年○月に○○で発生した○○災害は○○県○○地域で橋梁が流されるなど、甚大な被害が発生しており、被災地の○○県から災害復旧応援要請があった。このため対象業務の技術担当者を災害復旧対応業務に専念させるため、本業務の履行期限延長を協議したい。

履行期間：

現状：○年○月○日～○年○月○日

延長：○年○月○日～○年○月○日 (○ヶ月の延長)

添付資料：○○県○○部からの要請書 (浜松市部局からの要請は、添付の必要はない)

~~~~~

○年○月○日

(設計コンサルタント等の代表者等)

(業務委託担当課課長)

○○業務委託の履行期限を○年○月○日まで延長する。設計変更は遅滞なく実施する。